

- (36) 上掲紙、昭和22年 8 月15日付。
- (37) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和22年 8 月、453 ページ。日本銀行調査局「輸出入回
転基金の我国経済に及す影響」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第13巻所収) 540~545
ページも参照。
- (38) 綿花借款参加銀行とクレジット供与額。
- | | |
|---------------|---------|
| ワシントン輸出入銀行 | 2900万ドル |
| アメリカ銀行 | 1000 |
| チェース・ナショナル銀行 | 1000 |
| ナショナル・シティ銀行 | 1000 |
| ヘンリー・シュレーダー銀行 | 100 |
- (39) 昭和23年10月 6 日付『日本経済新聞』。
- (40) 前掲『現代日本財政史』第 2 巻、150ページ。
- (41) 天然繊維回転基金の運営には陸軍長官が当たり、本基金による日本への綿花輸入の実施
は連合国最高司令部が担当し、日本の政府(商工省、後に通商産業省)は買付け計画その
他に参加した。

(6) 銀行券発行制度の改正

発券制度をめぐる論議

昭和17年(1942年)2月制定の「日本銀行法」により、わが国の恒久的な銀行券発行制度として最高発行額屈伸制限制度が採用されたが、戦時における銀行券の著しい増発のため、昭和18年度以降この制度は実質的には停止状態になっていた。戦争終結直後のインフレーションの高進とともに、発券制度が論議的になったのは自然の成り行きであった。

昭和20年8月28日の閣議了解に基づき設置された「戦後通貨対策委員会」が、最高発行額制限制度の復活を決議、答申したことはすでに述べたが、本行も「日本銀行法」改正の一環として発券制度の在り方を検討していた。

新本本行総裁は戦時色の濃厚な「日本銀行法」を改正することに熱意を抱いており、10月11日に行われた同総裁の就任第1回目の記者会見においても、現行「日本銀行法」はナチス・ドイツの考え方に強く影響されて作られたものとの観点か

第3章 戦後復興期の日本銀行

ら、これを根本的に見直すことが今日の重要な課題であると述べていた。⁽¹⁾このよう
な新木総裁の強い意向に基づき、1週間後の10月19日に「日本銀行制度改正準備
委員会」(委員長は大蔵次官、副委員長は本行副総裁)の設置が決定されたが、
同月24日以降本行内において委員会と幹事会がそれぞれ数回開催され、12月7日
に「日本銀行法改正要綱」が決定されて大蔵大臣に答申された。⁽²⁾この委員会では
本行が全面的にイニシアチブを保持しつつその運営が行われ、答申の内容は後述
のように本行の独立性を強めようとするものであった。そのうち、発券制度につ
いては現行制度を存置するが、①発行限度は主務大臣の認可を受け日本銀行が定
める、②主務大臣が制限外発行を認可する場合には新設する「発行限度審査委員
会」の議を経る、③発行保証物件を正規保証物件(金銀貨を含む地金銀、外国為
替、商業手形、銀行引受手形、国債、国債担保貸付)と特別保証物件(国債担保
以外の貸付、上記手形以外の手形、株式、債券等)に分ける、などの改善を加え
ることを答申した。

次いで昭和20年12月5日、大蔵省省議により設けられた「金融制度調査会」(い
わゆる第1次金融制度調査会)第1部会の21年1月10日付答申「日本銀行制度改
正要綱」⁽³⁾も、発券制度に関しては、①発行限度は各界代表者で構成する審議会の
議を経て主務大臣が決定する、②制限外発行は主務大臣が認可するとしたことを
除けば、上述の日本銀行制度改正準備委員会の案とあまり変わるところがなかつ
た。ただ、審議の過程で、中央銀行の独立性確保という原則からいって、銀行券
発行限度の決定はあくまでも日本銀行に行わせるのが妥当であるとする意見と、
銀行券発行権は政府の委託に基づくものであるから、発行限度決定権限は当然政
府に帰属させるべきであるとする意見が、鋭く対立したことは見逃せない。

ほぼ1年後の昭和21年12月11日、勅令第597号「金融制度調査会官制」が公布
施行され、旧来の金融制度を全般に見直し、経済の再建に最も適切な金融制度を
調査確定するため、大蔵大臣の所轄に属する「金融制度調査会」(いわゆる第2
次金融制度調査会)が設置された。この調査会は12月16日に発足したが、中1日
置いた18日に一万田本行総裁は、財政インフレーションを抑制する方法を検討し
た結果、「通貨審議会」を設けるといふ本行独自の構想が固まったと発表した。⁽⁴⁾

戦争中以来の慢性的な赤字財政に伴う通貨の膨張を阻止するには、本行の対政府信用供与に限度を設け、銀行券の発行と財政とを分離する必要があるとする同総裁の考えは、すでに21年10月の本行本支店事務協議会の席上で表明されており、⁽⁵⁾さらに11月11日には、「通貨安定方策トシテノ通貨最高委員会設置案」と題する文書が作成されているが、⁽⁶⁾12月19日付の「通貨審議会設置案」の概要は次のとおりであった。⁽⁷⁾

イ、通貨および経済の安定を促進するため、日本銀行の赤字国債の引受け・応募または対政府貸付を規制する目的をもって通貨審議会を設ける。

ロ、①日本銀行が国債の応募・引受けおよび対政府貸付を行う場合、②主務大臣が銀行券発行限度を定める場合、③政府が通貨制度の基本に関する重要な政策を実施する場合、には通貨審議会の議を経ることとする。

ハ、通貨審議会は通貨政策の基本に関する事項につき政府または議会に建議を行うことができる。

ニ、通貨審議会は、大蔵大臣と日本銀行総裁が協議・推せんし内閣総理大臣の任命する8名以内の委員（衆議院議員3名以内、貴族院議員2名以内、学識経験者3名以内）と日本銀行総裁によって構成される。日本銀行総裁は審議会を司会し、議決が可否同数の時は同総裁が採決する。

ホ、大蔵大臣と経済安定本部長官は通貨審議会に出席し、意見を述べることができる（議決権を持たない）。

一方、大蔵省は、12月23日——傾斜生産方式の採用がほぼ決定的となったころ——、第2次金融制度調査会（以下単に金融制度調査会という）に対し「通貨発行規制及び金融機関再建整備暫定要領案」を諮問した。同月28日、金融制度調査会はず「『通貨発行規制暫定措置』に関する決議」を答申した。⁽⁸⁾これによると調査会は、①生産の停滞と財政の赤字に根本的な措置を講じない限り、「通貨審議会」を設置しても通貨の増発を規制することができない、②生産・流通・分配・消費にわたる強力な総合的インフレーション対策と併行して、通貨面に関する事項を担当するものとして「通貨審議会」を設ける、という基本的態度を示したあと、同審議会の構成・運営・権限につき以下のような意見を開陳している。

表 2-15 発券制度を

17年2月「日本銀行法」	日本銀行制度改正準備委員会 20年12月「日本銀行法改正要綱」
<p>○主務大臣は銀行券発行限度を定める（第30条）。</p> <p>○日本銀行は、必要ありと認める時は、主務大臣の認可を受け制限外発行をなすことができる（第31条）。</p> <p>○日本銀行は、銀行券発行高に対し同額の保証を保有しなければならない。上記保証物件は次のものとする（第32条）。</p> <p>①商業手形、銀行引受手形、その他の手形 ②手形・国債・其他有価証券・地金銀・商品担保とする貸付金、対政府貸付金 ③国債 ④主務大臣の認可を受けた債券 ⑤外国為替 ⑥地金銀（金銀貨を含む）</p>	<p>○銀行券発行限度は主務大臣の認可を受け日本銀行が定める。主務大臣は上記認可をなす場合には、発行限度審査委員会の議を経る。</p> <p>○制限外発行が15日を超える場合は、主務大臣の認可を受ける。主務大臣は上記認可をなす時は、発行限度審査委員会の議を経る。ただし、引き続き30日を超えない制限外発行については、主務大臣は認可をなしたうえ、発行限度審査委員会に報告すればよい。</p> <p>○発行保証物件は正規保証物件と特別保証物件とに分ける。正規保証物件は地金銀（金銀貨を含む）、外国為替、商業手形、銀行引受手形、国債、国債担保貸付金とし、特別保証物件は国債担保以外の貸付金、商業手形・銀行引受手形以外の手形、株式、債券等とし、これらは主務大臣の認可を受け保証に充当する。</p>

めぐる諸論議の比較

<p>第1次金融制度調査会 21年1月「日本銀行法改正要綱」</p>	<p>日本銀行 21年12月「通貨審議会設置案」</p>	<p>第2次金融制度調査会 21年12月「『通貨発行規制暫定措置』に関する決議」</p>
<p>○銀行券発行限度は各界代表者により構成される審議会の議を経て主務大臣が定める。</p> <p>○制限外発行が引き続き15日を超える場合は、主務大臣の認可を要する。</p> <p>○発行保証物件は正規保証物件と特別保証物件とに分ける。正規保証物件は地金銀（金銀貨を含む）、外国為替、商業手形、工業手形、農業手形、銀行引受手形、国債、国債担保貸付金とし、特別保証物件は国債担保以外の貸付金、商業手形・工業手形・農業手形・銀行引受手形以外の手形、株式、債券等とし、これらは主務大臣の認可を受け保証に充当する。</p>	<p>○日本銀行の赤字国債の引受け・応募、対政府貸付を規制する目的で通貨審議会を設ける。</p> <p>○主務大臣が銀行券発行限度を定める場合には通貨審議会の議を経る。</p> <p>○次の場合には通貨審議会の議を経る。 ①日本銀行が国債の応募・引受けおよび対政府貸付を行う場合 ②政府が通貨制度の基本に関する重要な政策を実施する場合</p>	<p>○通貨審議会は総合的インフレーション対策と併行して通貨面に関する事項を担当する。</p> <p>○大蔵大臣が銀行券発行限度を定める場合には通貨審議会の議を経る。</p> <p>○大蔵大臣が次の事項を決定する場合には、通貨審議会の議を経る。 ①発券準備の充当方法 ②日本銀行対政府貸付金の限度 ③日本銀行引受けによる国債発行の限度 ④金融政策 ⑤国家資金計画</p>

イ、通貨審議会の構成と運営

- (イ) 審議会の構成は大蔵大臣、日本銀行総裁、国会代表、金融・産業界代表のほか労働組合、農民組合、市民団体等の代表をも加え、勤労大衆の意見が十分に反映できるようにする。
- (ロ) インフレーションの民主的克服を達成するために必要な通貨金融政策の基本を確立することを、審議会運営の目標とする。
- (ハ) 審議会は広く各界の代表による合議制によって運営し、任務の公正適切をはかるとともに、決定事項は十分な理由を付して公表する。
- (ニ) 審議会は大蔵省および日本銀行に対し独立の関係に立つ。

ロ、審議会の権限

- (イ) 大蔵大臣は審議会の議を経て、①銀行券発行限度、②発券準備の充当方法、③日本銀行の対政府貸付金の限度、④日本銀行引受けによる国債発行の限度、⑤金融政策、⑥国家資金計画を決定する。
- (ロ) 日本銀行業務の監督。
- (ハ) 国家資金計画実施の監督。

本行案による「通貨審議会」や、実際に設置された「通貨発行審議会」に比べると、金融制度調査会のいう「通貨審議会」は相当広範な権限を与えられることになっていた。いずれにしても、終戦直後からの発券制度をめぐる諸論議を通じていえることは、委員会もしくは審議会を設けて、発券制度にかかわる主務大臣の権限に制約を加え、中央銀行の発券機能を政府が乱用することを防ごうとする意向が強かったことである（表2-15）。

「日本銀行法」の一部改正

「通貨発行規制暫定措置」に関する金融制度調査会の答申を受けて大蔵省は、通貨発行審議会の設置を発券制度の改正と関連させて日本銀行法の改正におこむ方針をとり、昭和22年1月13日、「日本銀行法の一部改正法律案」を作成した⁽⁹⁾。この法案は、別途制定する法令によって設置される「通貨発行審議会」の役割を次のように定めていた⁽¹⁰⁾。

イ、大蔵大臣は審議会に諮問して銀行券発行限度を決定する（「日本銀行法」第30条第1項の改正）。

ロ、日本銀行が30日を超えて制限外発行を継続しようとする場合、大蔵大臣はその認可に際し審議会に諮問する（同第31条の改正）。

ハ、日本銀行が15日を超えて制限外発行をなす場合に賦課する発行税率を定める場合、大蔵大臣は審議会に諮問する（同第31条の2を追加）。

ニ、大蔵大臣は発行保証物件ごとにその充当限度を定める場合、審議会に諮問する（同第32条に追加）。

上記の法案では、国債の本行引受け発行と本行の対政府貸付を、審議会の議を経させることによって直接規制するという金融制度調査会の考え方は採用されず、審議会は銀行券発行限度、30日を超える制限外発行、制限外発行税率、保証物件充当限度について大蔵大臣の「諮問」に答える機関とされるにとどまった。本行引受けによる国債発行と本行からの政府借入れに対する直接的な規制は、既述の「財政法」（昭和22年3月31日公布）の制定に譲られたのであろうが、銀行券発行保証物件の充当限度を国債と対政府貸付金のみについて定めるのではなく、手形、対民間貸付金、債券などの他の発行保証物件についても定めたことは、問題の焦点をぼかすものであったといえよう。ただ、これまでの「日本銀行法」においては、これらに外国為替、地金銀を加えた各種の発行保証物件がすべて同格のものとして取り扱われ、その間に相違するところがなかったのに対し、上記の法案によれば、外国為替、地金銀については保証発行限度を設けず、いわば無制限とし、その他の保証物件についてのみ個々に充当限度を定めることになったことは注目されよう。

大蔵省は「今議会〔第92回議会〕に日銀法改正法案を提出する⁽¹¹⁾」ことにし、上述した法案を直ちに連合国最高司令部に提出したが、司令部の同法案に対する態度は慎重であった。昭和22年2月28日に行われた法制局との折衝の際、司令部民政局は、①「銀行券の発行限度等を定める基本的金融行政の職能は、大蔵大臣が専らこれを管掌するというが如きは誤」であって、「内閣において取扱わるべき問題である」、②諮問機関である委員会は「終極的に責任を負うものでない」ので、

「すべからくコミッションを作るべきである。コミッションは、決定権まで国会から与えられて、責任も国会に対して負う」と述べ、法案に強く異議を唱えた。⁽¹²⁾

これに対し法制局は、「通貨行政は我国経済殊に金融行政の中核をなす部分であり、大蔵大臣の行政権の重大な欠くことのできない権限の一で」あって、「銀行券発行の限度等金融行政の重大な処分に関し大蔵大臣以外の国会でない機関がこれを決定し、大蔵大臣がこれに拘束されるとすることは、……大蔵大臣が国会に対し責任のとりようがない」と主張したが、最高司令部はこれを退けた。⁽¹³⁾ ①通貨に関する事項は内閣全体として定めるべきである、②通貨発行審議会は諮問機関でなく決議機関とすべきである、という最高司令部の意見は、大臣の権限に関する憲法上の重大問題とも関連するとして、大蔵省も法制局も苦慮した。結局、①通貨問題について大蔵大臣が決定をする場合には、閣議を経ること、②通貨発行審議会が取り扱う事項については、同審議会の議決に基づくこととし、諮問と議決の中間という形をとる、という妥協案をもって最高司令部と交渉することになった。

一方、大蔵省は妥協案にそって日本銀行法一部改正法案を次のように手直しし、3月8日、連合国最高司令部の承認を条件として改定法案の閣議決定を得た。イ、主務大臣は通貨発行審議会の議決に基づき閣議を経て銀行券発行限度を定める。

ロ、主務大臣が30日を超える制限外発行を認可する場合は、通貨発行審議会の議決に基づくことにする。

ハ、制限外発行が15日を超える場合に課する発行税の最低割合は、通貨発行審議会の議を経て主務大臣が定める。

ニ、外国為替と地金銀を除く各種の銀行券発行保証物件につき、主務大臣は通貨発行審議会の議決に基づきそれぞれの保証充当限度を定める。

「日本銀行法の一部を改正する等の法律案」は、連合国最高司令部の承認を得たあと、3月15日、第92回議事に提出された。衆議院における同法案の審議は3月17日～19日に、貴族院におけるそれは同月20日～23日に行われたが、通貨発行審議会の設置理由とその性格についての質問、同審議会が設けられても根本的な

2. 統制下の経済復興と質的金融調節

問題に対策を講じなければ、インフレーションの進行は抑制できないのではないかという疑問が提起されたものの、さしたる論議もなく原案どおり可決された。なおこの質疑の中で、政府委員は、「議決ニ基キ」とは、法制上の建前からいえば最終的拘束力を持つものではないが、政府はその議決に反する決定を行うことはできないという効果を持つものであると説明した⁽¹⁴⁾。こうして4月1日、法律第46号「日本銀行法の一部を改正する等の法律」が公布され、通貨発行審議会が設置されることになった（この法律の施行期日は、その付則第1項によって、各規定につき勅令で定めることになっていたが、このうち、審議会関係規定については、後述のような経緯により結局勅令の公布をみることがなく、これを除く他の全規定について、昭和22年5月1日勅令第201号が公布され、5月3日施行となった）。発券制度に関する改正点は表2-16のとおりである。

表 2-16 発券制度に関する改正点

昭和17年2月24日公布 「日本銀行法」	昭和22年4月1日公布 「日本銀行法の一部を改正する等の法律」
第三十条 主務大臣ハ前条第一項ノ銀行券ノ発行限度ヲ定ムベシ	第三十条 主務大臣ハ通貨発行審議会ノ議決ニ基キ閣議ヲ経テ前条第一項ノ銀行券ノ発行限度ヲ定ムベシ
第三十一条 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前条第一項ノ発行限度ヲ超エテ銀行券ヲ発行スルコトヲ得	第三十一条 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前条第一項ノ発行限度ヲ超エテ銀行券ヲ発行スルコトヲ得但十五日ヲ超エ其ノ発行ヲ継続セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ 日本銀行前項ノ規定ニ依リ三十日ヲ超エテ前条第一項ノ発行限度ヲ超ユル銀行券ノ発行ヲ継続セントスル場合ニ於テ主務大臣前項但書ノ認可ヲ為スニハ通貨発行審議会ノ議決ニ基クコトヲ要ス 第三十一条ノ二 日本銀行ハ十五日ヲ超エテ発行限度ヲ超ユル銀行券ノ発行ヲ継続シタル場合ニ於テハ十六日以後ノ発行限度ヲ超ユル銀行券ノ発行高ニ対シ其ノ日数ニ応ジ主務大臣

第3章 戦後復興期の日本銀行

昭和17年2月24日公布 「日本銀行法」	昭和22年4月1日公布 「日本銀行法の一部を改正する等の法律」
<p>第三十二条 日本銀行ハ銀行券発行高ニ対シ同額ノ保証ヲ保有スルコトヲ要ス</p> <p>前項ノ保証ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノナルコトヲ要ス</p> <p>一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形</p> <p>二 第二十条第二号又ハ第二十二條第一項ノ規定ニ依ル貸付金</p> <p>三 国債</p> <p>四 第二十条第五号ノ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券</p> <p>五 外国為替</p> <p>六 地金銀（金銀貨ヲ含ム）</p> <p>前項第一号、第二号及第五号ノ手形、貸付金及外国為替ハ三月以内ニ満期ノ到来スルモノナルコトヲ要ス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第二十四条ノ規定ニ依リ外国金融機関ニ対シ出資ヲ為シタル場合其ノ他特別ノ必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ第二項各号ニ該当セザル有価証券又ハ債権ヲ以テ第一項ノ保証ニ充ツルコトヲ得</p> <p>日本銀行ハ第二項各号及前項ノ保証ノ価格ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ</p>	<p>ノ定ムル割合ヲ以テ発行税ヲ納ムベシ但シ其ノ割合ハ通貨発行審議会ノ議ヲ經テ主務大臣ノ定ムル割合ヲ下ルコトヲ得ズ</p> <p>第三十二条 〔左に同じ〕</p> <p>〔左に同じ〕</p> <p>〔左に同じ〕</p> <p>〔左に同じ〕</p> <p>〔左に同じ〕</p> <p>〔左に同じ〕</p> <p>〔左に同じ〕</p> <p>主務大臣ハ通貨発行審議会ノ議決ニ基キ第二項第一号乃至第四号及第四項ニ掲グルモノニ付各別ニ保証ニ充ツルコトヲ得ル金額ノ限度ヲ定ムベシ</p> <p>第三十六条ノ二 通貨発行審議会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p>

第92回議会では「財政法」、「独占禁止法」、「労働基準法」、「教育基本法」、「地方自治法」など多くの重要法律が成立したので、「日本銀行法の一部を改正する等の法律」は世の関心を集めなかったようであるが、次の点は注目を要しよう。

第1は、——すでに指摘した点であるが——通貨発行審議会の議決によらなければ、大蔵大臣は銀行券最高発行額の限度決定、30日を超える制限外発行の認可、制限外発行税最低税率の決定、保証物件の各充当限度の決定を行うことができないという点で、通貨発行審議会はとにかく大蔵大臣の専断、したがって発券制度を「財政の都合のために悪用する可能性」を抑制する役割を持ったことである⁽¹⁵⁾。

第2は、保証物件の各充当限度がもし適正妥当な額に決定され——実際上は甚だ困難であることが問題であったが——、厳格に守られるならば、銀行券の発行はほぼ妥当な経路を通じて行われることになるだけでなく、さらに本制度においては金・外貨を保証とする発行は無制限であったので、保証充当限度の決定いかんによっては、「兌換銀行券条例」下における保証発行限度の決定と同様の効果⁽¹⁶⁾をあげることもできるということである。

第3は、明治21年(1888年)以来50年余にわたって存続し、昭和17年2月の「日本銀行法」制定とともに廃止された制限外発行税制度が、再び制限外発行の乱発を抑制するという趣旨で、復活されたことである⁽¹⁷⁾。

もっとも、その後における運用の実績からみると、後述のようにこれらの諸点は期待された効果をほとんどあげることができなかった。

「通貨発行審議会法」の制定

以上のように「日本銀行法の一部を改正する等の法律」が成立したので、昭和22年4月初め、政府は通貨発行審議会官制案(勅令案)を作成した。この案によると、通貨発行審議会は「日本銀行法」で定められた発券制度に関する権限を行使するほか、通貨金融政策の基本に関する重要事項につき内閣に建議することができることになっていた。前述した金融制度調査会の決議では、同審議会は金融政策および国家資金計画の策定にも関与することになっていたが、単に上記の建

第3章 戦後復興期の日本銀行

議をなしうるにとどめられたのは、経済安定本部と大蔵省との「話し合い」によ⁽¹⁸⁾るものとされている。勅令案による審議会の構成は、内閣総理大臣（会長に就任）、大蔵大臣、経済安定本部長官、日本銀行総裁のほか、学識経験者の中から内閣の任命する委員7名、計11名とされていたが、任命委員の内訳は明示されて⁽¹⁹⁾いなかった。

4月17日に行われた経済安定本部、大蔵省および本行の会議で大蔵省は、通貨発行審議会は新憲法実施（5月3日）下で発足させ、5月末までに銀行券発行限度に関する新規定を発動させたいと述べていた⁽²⁰⁾。しかし、審議会官制はなかなか公布されなかった。審議会運営方針の検討に手間取ったのに加えて、新憲法下初の両院選挙、内閣の更迭、新内閣による経済緊急対策の発表と新物価体系の設定など、情勢が大きく変化したことが響いたのであろう。日本銀行法一部改正法公布後5か月を経過した9月上旬、ようやく通貨発行審議会委員の人選も終わり（委員数は会長を含めて14名に増員）、同月20日ごろに政令をもって審議会官制を公布施行する運びとなった。

もっとも、9月17日に至り連合国最高司令部は、通貨発行審議会官制政令案の内容には全く異議はないが、同官制は形式上法律によるべきであると指示してきた。このため、政府は上記の政令案に若干手を加えて「通貨発行審議会法案」を作成し、10月3日の閣議でこれを決定するとともに、同日、経済安定本部から以下⁽²¹⁾のような発表を行った。

日本銀行法の一部を改正する等の法律に基き、通貨発行限度その他通貨発行に関する重要事項を調査審議するために、通貨発行審議会を設置することになつてゐるが、……通貨発行審議会は現下の金融情勢の転移に対処し、通貨の過度の膨脹を抑止し、インフレーションの昂進を阻止するため、各界の智力を動員し、財政金融、産業、経済を通ずる総合的観点の下に、通貨の発行量を適正に規正しようとするものであつて、正に刻下喫緊の要務と云ふべきであるから、同審議会は、この法律案成立後、可及的速かに発足する所存である。

「通貨発行審議会法案」は10月6日に第1回特別国会に提出され、直ちに審議が開始されたものの、成立を見るまで約2か月を要した。審議の過程で、通貨発

行審議会を設けるより通貨安定策に全力を傾注すべきである、通貨安定対策本部と通貨発行審議会とはどういう関連があるのか、財政がインフレーションの大きな原因になっているのに、政府の有力者が審議会の構成員となって通貨に関する事項を論議するのでは抑制力が弱い、財政金融政策の結末が銀行券の増発となって現われるのであるから、審議会が発行限度を定めてそれを規制しようといっても無意味ではないか、政府は審議会を通貨膨張の隠れみのにするのではないか、といった意見が出たが、衆議院は12月8日に、参議院は翌9日に原案どおり可決した。

昭和22年12月17日、法律第197号「通貨発行審議会法」が公布され、19日から施行されると同時に、任命委員10名⁽²⁷⁾（金融界代表4名、産業界代表3名、学識経験者3名）が発令された。

通貨発行審議会の活動

通貨発行審議会は、昭和22年12月24日、第1回本会議を開き、「通貨発行審議会議事規則」ならびに「通貨発行審議会の運営方針」⁽²⁸⁾を可決した。「運営方針」には、審議会はその目的達成のため、①銀行券発行限度、②30日を超える制限外発行、③制限外発行税の最低割合、④発行保証物件の充当限度、⑤内閣に建議すべき通貨金融政策の基本に関する事項について決議を行うとされていたほか、次の事項も掲げられていた。

イ、審議会は通貨量の適正な規制と照応して、通貨増発の基因である実体面における施策の検討を行い、有効かつ強力なインフレーション対策を樹立し、その実現に努める（第一、基本の方針の二）。

ロ、審議会は常時通貨発行の推移に留意し、所期の目的を達成するため適時適切な措置を講ずる（同、三）。

ハ、審議会は現下インフレーションの克服を目的とし、これに関連する一切の事案につき討議を行い、要すれば内閣に建議し、また一般に声明を発表するなど、常時できるだけ活発な活動を行う（同、四）。

ニ、審議会は発行限度の決定に当たって、①財政収支計画および財政収支の適

期、適正化、②産業資金計画および産業融資の規制方法、③貯蓄計画とその適切な運営、④その他通貨金融政策の基本に関する事項についても十分審議を行い、必要ある時は内閣に建議し、または主務官庁に意見を述べ、計画の修正、適切な施策の実施等を要請する（第二、通貨発行限度の策定方針の二）。

ホ、審議会は財政収支計画、産業資金計画、貯蓄計画等の実施状況について、原則として毎月関係官庁等から報告を徴求し、改善を要するものについては関係官庁等に対し適切な施策の実施等を要請する（同、三）。

通貨発行審議会は上記の権限を与えられていたので、金融経済政策に対する強力な参画機関になりえた。したがって、審議会の決定した発行限度を守ることができなかった場合、「誰が如何なるものに対し、如何なる責任を持つか」⁽²⁹⁾ 疑問が生じた。また、財政計画、産業資金、貯蓄計画等を基礎にして発行限度を定める場合、審議会はそれらの計画に対し「passive に行くのか active に動くのか」⁽³⁰⁾ 明瞭でないと思われたのも当然といえよう。

翌昭和23年1月21日の第3回通貨発行審議会は、①22年度第4四半期末の銀行券最高発行限度は2700億円とする、②制限外発行税率の最低割合は年1.5%とする、③保証物件充当限度は国債1397億円、対政府貸付金694億円、復興金融債券443億円、一般貸付金382億円、商業手形等12億円とする、ことを決定した。同時に、2700億円の「発行限度を確保し、以つてインフレーションの昂進を阻止するためには財政、金融、産業全般に亘り総合的施策の強力なる断行実施を必要と認められる」ので、①実質的な健全財政の実現、②流通秩序の確立による物価と賃金の悪循環切断、③融資規制の適切な運営と事後監査の確立、④通貨・預金に対する国民の信頼感維持につき、政府に対し建議を行った。⁽³¹⁾

通貨発行審議会は発行限度を四半期ごとに検討し、表2-17のように改定を行った。昭和23年度中は引き続きインフレーションの進行に伴い、しばしば発行限度の引上げを余儀なくされたが、後に述べるようにドッジ・ラインの実施とともにインフレーションは終息し、24年1月以降は1年10か月余にわたり発行限度の改定を見なかった。しかし、25年の「朝鮮動乱」ブーム後、再び発行限度が引き上げられただけでなく、月中の銀行券平均発行高が発行限度を上回ることが多く

表 2-17 通貨発行審議会の議決に基づく銀行券発行限度

(単位：億円)

告示年月日	適用期間	発行限度	参 考			
				年間平均 発行高	年間最高 発行高	発行限度 超過月数
昭和 23. 2. 12	昭和 23. 1. 21~23. 3. 31	2,700	昭和 23年	2,415	3,680	0
4. 5	4. 1~ 9. 30	2,700				
10. 9	10. 1~ 12. 31	3,300				
24. 1. 11	24. 1. 1~25. 11. 27	3,500	24年	3,060	3,633	0
			25年	3,219	4,529	0
25. 11. 29	25. 11. 28~26. 12. 15	3,900	26年	4,053	5,538	9
26. 12. 20	26. 12. 16~27. 12. 9	4,700	27年	4,533	6,512	2

(注) 「発行限度超過月数」は、月中平均発行高がその月の最高発行限度額(その月に発行限度が改定された場合は改定後の最高発行限度額)を超えた月の当該年間における月数。

(出所) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、232ページおよび日本銀行保有資料により作成。

なった。昭和34年3月に中央銀行制度特別委員会実態調査小委員会が作成した「日本銀行を中心とする戦後金融の実態調査」は、次のように批判している⁽³²⁾。

結果的に判断すると、現実においては経済の拡大に伴う通貨の膨脹が先行し、後から限度を拡張してそれを追認する形になっている。その限り最高発行限度が通貨の発行を抑制し、日銀の信用調整を効果あらしめたと認めるべき根拠はあまり見出されない。……基本的に通貨増発の必要が生じつつある時、^[ママ]1片の発行限度によりどこまでそれを阻止しうるかは、大いに問題であろう。……後になって限度の引上げを追認すれば、逆に追認[に]よつてそれまでの通貨増発が改めて合理化されるというマイナスも考えられる。

また、銀行券発行保証充当限度額の推移は表2-18のとおりであったが、その効果についても上記実態調査小委員会の調査は以下のように否定的見解を述べている⁽³³⁾。

実際問題として、短期債の市中消化が行われなかつたため、財政資金の対民間収支は大幅に変動し、市中銀行のポジションもオーバー・ローンの累増することが多かつたので、この制度を有効に改訂活用することが困難で、充当限度はとかく現実の事態を追つて改訂せざるをえない場合が多かつた。更にグループ別に枠内の彼此流用を認めたことは、一層充当限度の意義を薄くしたことは否定できない。その結果物件別充当限度の制度も、日本銀行資産について営業により生じた変化をそのまま事後的に追認

したような形となった。従つて日銀の信用調整がこの制度あるがために量的、質的に効果をあげたとは考えられない。

表 2-18 銀行券発行保証充当限度額の推移
(単位：億円)

決定年月日	対民間信用分	対政府信用分	合計
昭和			
23. 2. 4	394(13.5)	2,534(86.5)	2,928
3. 31	769(25.8)	2,208(74.2)	2,977
9. 30	751(19.3)	3,135(80.7)	3,886
12. 15	651(15.7)	3,505(84.3)	4,156
12. 31	888(19.2)	3,744(80.8)	4,632
24. 11. 1	1,010(21.5)	3,690(78.5)	4,700
25. 2. 1	1,440(34.1)	2,780(65.9)	4,220
10. 18	2,120(50.2)	2,100(49.8)	4,220
11. 28	2,800(57.1)	2,100(42.9)	4,900
26. 5. 1	3,400(69.4)	1,500(30.6)	4,900
12. 16	4,400(72.1)	1,700(27.9)	6,100

(注)1. 「対民間信用分」=手形割引+一般貸付金+外貨債権
「対政府信用分」=国債+対政府貸付金+復興金融債券
2. かっこ内は構成比(%)。

(出所) 日本銀行保有資料。

もっとも上述の批判は、昭和27年8月の行政整理により通貨発行審議会が廃止され、再び大蔵大臣が発行限度や保証充当限度などについて単独で決定できるようになった時期も対象としていたことは注意を要しよう。すなわち、24年6月1日の行政機構改革の一環として、経済安定本部が総理府の外局から設置法に基づく省並みになったのに伴い、通貨発行審議会は経済安定本部の所轄となったが、

昭和27年7月31日公布(8月1日施行)の「経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律」(法律第284号)により、経済安定本部とともに廃止されるに至った。また、昭和27年7月31日公布(8月1日施行)の「大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」(法律第270号)により、以下のように「日本銀行法」の一部が改正されたのである。

- イ、第30条第1項(銀行券発行限度に関する規定)中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削除する。
- ロ、第31条第2項(30日を超える制限外発行に関する通貨発行審議会の議決についての規定)を削除する。
- ハ、第31条の2ただし書(制限外発行税の最低割合は通貨発行審議会の議を経て大蔵大臣が定めるとする規定)を削除する。
- ニ、第32条第6項(保証充当限度に関する規定)中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削除する。

ホ、第36条の2（通貨発行審議会に関する規定は別に定めるという条項）を削除する。

- (1) 昭和20年10月12日付『朝日新聞』。
- (2) 日本銀行保有資料。
- (3) 同上資料。
- (4) 昭和21年12月19日付『朝日新聞』。同月21日付同紙の社説「通貨審議会の構想」は、「日銀当局が通貨安定を図るために苦慮していることは、……認めるにやぶさかではない」が、①財政経済の実情から見て、合理的な通貨需要量を決定することは困難である、②今日の通貨増発は通貨制度のいかんによるものでない、③通貨審議会の決定を日本銀行当局がどこまで忠実に実行に移せるか疑問である、として本行の構想に疑義を表明していた。
- (5) 日本銀行保有資料。
- (6) 日本銀行保有資料。
- (7) 同上資料。
- (8) 大蔵省金融制度調査会編『新金融制度の研究——大蔵省金融制度調査会報告——』板垣書店、昭和23年、289～291ページ。
- (9) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第4巻（財政制度・財政機関）、昭和52年、501ページ。
- (10) 通貨発行審議会に関する事項のほか、本行総裁・副総裁の任命ならびに出資者配当、損失補償、特別融資等に関する規定についての改正案も盛り込まれていた。
- (11) 昭和22年1月15日付『日本経済新聞』。
- (12) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第4巻、502ページ。当時、本行が入手した情報によると、連合国最高司令部はアメリカの「通貨監督官」制のようなものを考えており、資格審査委員会や独占禁止委員会のように、行政・司法・立法を兼ね備えた形式の「コミッション」を想定していたようである（日本銀行保有資料、昭和22年3月3日付「日銀改正法案其后ノ成行ニ付テ」）。
- (13) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第4巻、502ページ。
- (14) 昭和22年3月22日の貴族院日本銀行法の一部を改正する等の法律案特別委員会における三浦新七議員の質問に対する河野通一政府委員の答弁（第92回帝国議会『貴族院 日本銀行法の一部を改正する等の法律案特別委員会議事速記録』第2号、昭和22年3月22日）。
- (15) 鈴木武雄『近代財政金融』（新訂版）、春秋社、昭和41年、127ページ。
- (16) 同上、126ページ。
- (17) 日本銀行調査局「制限外発行税に付て」（前掲『日本金融史資料』昭和統編第8巻、昭和55年、所収）109～117ページを参照。
- (18) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第4巻、503ページ。

第3章 戦後復興期の日本銀行

- (19) 日本銀行保有資料、昭和22年4月8日付「通貨発行審議会官制案（勅令案）」。
- (20) 日本銀行保有資料、昭和22年4月17日付「通貨審議会ノ発足手続ニ付テ」。
- (21) 日本銀行保有資料。
- (22) 昭和22年10月11日の衆議院財政および金融委員会における西村栄一議員の発言（第1回国会『衆議院 財政及び金融委員会議録』第28号、昭和22年10月11日）。
- (23) 同上委員会における河井栄蔵議員の発言（同上）。
- (24) 昭和22年12月8日の参議院財政および金融委員会における松島喜作議員の発言（第1回国会『参議院 財政及び金融委員会議録』第51号、昭和22年12月8日）。
- (25) 昭和22年10月20日の上掲委員会における波多野鼎議員の発言（上掲議録第26号、昭和22年10月20日）。
- (26) 昭和22年12月8日の参議院財政および金融委員会における森下政一議員の発言（前掲『参議院 財政及び金融委員会議録』第51号）。
- (27) このときの通貨発行審議会の任命委員の氏名は次のとおり。
 - 佐藤喜一郎（帝国銀行頭取）
 - 渡辺 忠雄（三和銀行頭取）
 - 湯河 元威（農林中央金庫理事長）
 - 中山 均（静岡銀行頭取）
 - 長崎 英造（産業復興営団総裁、中央経済再建整備委員会委員）
 - 片岡 直方（経済団体連合会理事、大阪瓦斯会社取締役社長）
 - 石川 一郎（経済団体連合会代表理事、日本産業協議会会長）
 - 大内 兵衛（東京大学教授）
 - 中山伊知郎（東京商科大学教授）
 - 永田 清（慶応義塾大学教授）
- (28) 日本銀行保有資料。
- (29) 日本銀行保有資料、昭和22年12月24日の通貨発行審議会における大内委員の発言。
- (30) 同上資料、同日の同上審議会における中山委員の発言。
- (31) 日本銀行保有資料。
- (32) 前掲『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』18ページ。
- (33) 同上、19ページ。

(7) 「臨時金利調整法」の制定

戦争直後の金利協定

太平洋戦争中、全国金融統制会が市中金融機関の預金金利および貸出金利改定の一元的調整に当たるようになったが、戦争直後の昭和20年（1945年）9月30日付連合最高司令部覚書「外地銀行、外国銀行及び特別戦時機関閉鎖方に関する⁽¹⁾件」により全国金融統制会は業務を停止され、さらに10月には解散措置がとられ⁽²⁾た。

しかし、20年9月下旬に、東京・大阪・名古屋など6大都市で銀行協会が設立されると同時に全国銀行協会連合会が設立され、ともに10月1日新発足した。そのほか各種の金融機関の業態別自主団体も逐次組織され、11月7日には、昭和17年7月以来中止していた金融懇談会が復活した（21年4月2日、金融団体協議会に発展的解消）。銀行業界では、銀行協会との密接な関係のもとで各地の預金金利協定が運営されることになり、貸出金利については、全国銀行協会連合会が水曜会（戦前からの東京所在有力銀行間の貸出金利申合わせ団体）による協定金利の変更を各地銀行協会に連絡し、各地はおおむねそれに追随していた⁽³⁾。

もっとも、銀行の協定預金金利は昭和22年6月に至るまで改定されることがな

表 2-19 水曜会の申合わせ貸出金利

(単位：日歩・銭)

改定年月日	割引	貸付	当座貸越	貿易手形	スタンプ手形	紡績加工賃手形
(改定前)	(1.1以上)	(1.1以上)	(1.2以上)			
昭和 21. 5. 13	1.1以上	1.3以上	1.5以上			
8. 31				1.4	1.4	
9. 21						1.3
10. 21	1.3以上	1.5以上	1.7以上			
22. 3. 1				1.4以上[1.6]		
3. 19					1.4以上[1.6]	1.3以上[1.5]
6. 5				1.4以上[1.7]		
6. 10					1.4以上[1.7]	1.3以上[1.6]

(注)1. 預金担保の貸付・当座貸越金利は上表金利より日歩1厘～3厘安。

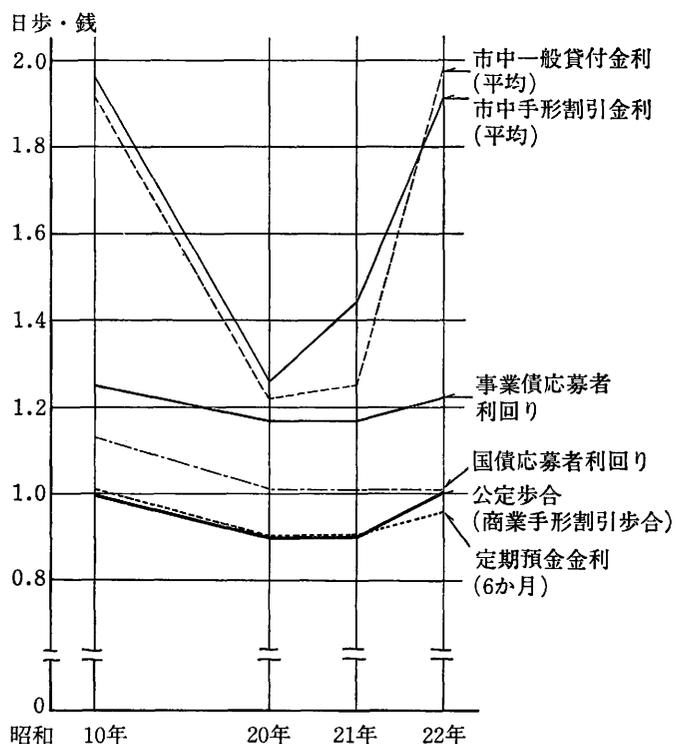
2. []内は適用しうる金利の上限。

(出所) 日本銀行保有資料。

かった。戦後インフレーションによる通貨価値の不安定と、金融緊急措置に伴う預貯金等に対する国民の信頼感喪失から、多少の金利引上げを行っても預金コストを上昇させるだけで、貯蓄の吸収効果はあまりないと考えられたからであろう。水曜会の申合わせも最低貸出金利を定めたものであったので、終戦後の金利高騰期には有名無実化していたといつてよい。水曜会の申合わせ金利改定状況は表2-19のとおりであるが、戦争中事実上の規制により日歩1銭2厘を中心としていた市中銀行の貸出金利は、戦後資金の需給関係を反映して大幅に上昇し、21年末には日歩1銭7厘～1銭8厘を中心とするようになり、地方では日歩3銭という高利も散見され⁽⁴⁾、22年6月ごろは、融資規制開始の影響もあってか日歩2銭中心⁽⁵⁾となった。

日歩2銭を中心とする市中銀行の貸出金利水準では、当時事実上の規制金利で

図2-7 金利水準の推移(各年年央)



(出所) 日本銀行「金利について」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第9巻所収)570～571ページ。

ある日歩1銭2厘の復興金融債券や、年利回り3.65%（日歩1銭）の国債の市中消化は望みがたかった。本行公定歩合（商業手形割引歩合日歩1銭）や預金金利（6か月定期年3.3%＝日歩9厘）と比べても、著しくバランスを失っていたことは否めない（図2-7）。

本行主導下の金利協定

上述のように市中貸出金利の上昇が特に目につくようになったころ、昭和22年6月に成立した片山内閣は物価・賃金の同時安定を目標として新物価体系の確立を意図し、その一環としての金融面における施策の一つとして、「金利水準を調整し金利の昂騰を抑止するよう金利の統制を行う」ことを考えた⁽⁶⁾。本行も、新物価体系の確立には「金利の関係する所が多い」ので、「暫定的にでも金利の安定基準を設定する必要を認め⁽⁷⁾」、22年6月23日、本行に大銀行首脳を招いて貸出金利の高騰抑制につき協議を行った。その結果、①金融機関の自主的申合わせにより金利高騰の抑制をはかる、②市中金利の実情と資金コストから見て、さしあたり日歩2銭中心、最高2銭2厘程度とするのが適当と考えるが、適正金利水準は市中銀行とも十分に相談して決定する、③資金コストの高い貯蓄銀行や特殊銀行については別途考慮する、という結論に達した⁽⁸⁾。

7月5日——新物価体系発表の日——、全国銀行協会連合会は、「現下の経済危機突破には貸銀物価の安定が最大の急務と信じ、吾々銀行業者としてもその協力の一端として貸出金利の最高限度を一定率に抑制することにより企業原価の安定に寄与することを適当と認め……貸出金利の基準を差当日歩2銭に置き、各地銀行協会に於てその会員銀行の申告に依り貸出金利の最高率を協定してこれを厳守する様希望する」ことを決議した⁽⁹⁾。同日、東京銀行協会はこの決議を受けた形で、①貸出金利の最高率を日歩2銭3厘とする（返済期限1年以上の長期貸出ならびに「資金融通準則」の丙に属する融資には適用しない）、②実施期間は7月～9月とする、ことを申し合わせた⁽¹⁰⁾。各地銀行協会での最高貸出金利の申合わせは一部地域を除いて東京と同様に日歩2銭3厘となったが、本行としては、申合わせには貸出金利の基準を日歩2銭とすることが盛られていないものの、「実

際上中心を二銭に置き貸出が総て最高利率に引きつける如きことのないようにしたいと考えて」いた⁽¹¹⁾。

本行の主導による貸出金利最高限度の協定成立について、一万田本行総裁は次のように述べている⁽¹²⁾。

〔市中貸出金利は最高2銭3厘、中心2銭、有価証券年利回りは国債4.5%、地方債・一流事業債7%前後、金融債6.2%、割引興業債券・復興金融債券4.5~4.9%というような〕一つの総合的な均衡を得た金利の体系をたて度いと思ひその為め市中金融機関の申合せ並びに起債調整協議会の運営に依つていながらどう云う考えでこれを決めたか、……私はインフレ下にあつて金利を低く維持しようとの考えはない。……実際問題からして、金利は相当高かるべしと云うのが私の考えだが財政の負担及び経済の再建を考えるにあまり高いことは望まない。そのときどきの借方貸方双方の気持だけから無秩序には決められてはならない。特に政府に依つて今回一つの安定点を見出そうとする緊急施策が行われている。賃金一、八〇〇円、物価は戦前の六五倍を維持して行くと云う施策をとつているときに、金利のみが需給関係及び貸手借手の関係から騰るに委せておくこと云う事は金融機関の公共性から到底許さるべきではない。……この見地から妥当な、そして現状からあまり離れない、金融機関としても困らないところに一応の安定を求めて行く。併しこれは他の総合施策とやはり関連していることで、特に賃金引上げ、物価が騰ると云うことになるに金利もそれに順応して変動を生ずることは認めているのである。従つて協定の期間を短くしてある。

上記の総裁談話で触れられていた起債調整協議会は、終戦後の起債市場の沈滞と混乱を打開し、産業資金計画に対応して資金の適正な配分を図る目的で、昭和22年6月2日、本行内に設置されたものである。本行、大蔵省、経済安定本部、復興金融金庫、農林中央金庫、日本興業銀行、日本勧業銀行、市中銀行代表によって構成され、起債計画、発行条件の調整、起債に関する個別審査等を行うことになっていたが、まず市中金利に対応した各種債券の発行条件を統一的に決定することを旨とした⁽¹³⁾（既述のように7月下旬大蔵省は国債利回りの引上げを決定したが、これに伴い地方債、社債、金融債等の利回りも引き上げ調整された）。

預金金利についても、昭和21年11月からの活発な救国貯蓄運動の展開に伴い引上げ機運が生じてきた。その端緒となったのは、大蔵省の国債利回りおよび郵便

2. 統制下の経済復興と質的金融調節

貯金金利引上げの意図であったという説もあるが、⁽¹⁴⁾本行は前記の貸出金利高騰抑制措置に先立ち、貯蓄推進の観点から各種金融機関の預貯金等金利の引上げにつき各種金融機関の協会から所属金融機関に連絡させ、引上げの全国的統一徹底をはかることにした。その結果、22年5月27日に東京預金金利協定銀行総会で定期預金金利の引上げが決定され、6月1日から実施された。その際、従来⁽¹⁵⁾の6か月もの定期預金（金利引上げ後最高年3.5%）に加えて、3か月もの（最高年3.3%）と1年もの（同3.6%）が新設されたが、⁽¹⁵⁾全国銀行協会連合会は東京預金金利協定銀行の協定金利を所属銀行協会に通知し、各地銀行協会または預金金利協定銀行はこの通知に基づき預金金利の改定を協定した。

信託協会も、5月28日、6月1日以降契約分から金銭信託配当率の最高限度を年0.2%（2年もの）または0.4%（5年もの）引き上げるとともに、1年もの金銭信託（配当率最高年3.6%）⁽¹⁶⁾を新設することを決定し、各信託会社に通知した。無尽会社、市街地信用組合、農業会等も同様に長期預貯金の金利引上げを実施したが、本行本支店・事務所は管下の協会または金融機関に預貯金金利の改定を連絡し、「その実行を指導すると共に異種金融機関相互間における歩調の統一を計る」⁽¹⁷⁾ことにした。なお、郵便貯金については、通常貯金を含む全般的な金利引上げ（年0.1%~0.25%）が8月1日に実施された。

以上のようにして、金融機関の自主的申合わせに基づく金利協定は機構的に一応整えられたが、「当局の意向を強く反映した」⁽¹⁸⁾協定であったことは否定できない。

「独占禁止法」違反問題

昭和22年4月14日公布の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（法律第54号、いわゆる「独占禁止法」、以下俗称により記述する）は、まず、7月1日から公正取引委員会に関する条項が施行され、同月14日に同委員会が発足し、20日からその他の条項が施行された。「独占禁止法」は「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」ため、「結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事

業活動の不当な拘束を排除する」ことをねらいの一つとしていた（同法第1条）。したがって、その公布時から金利協定との関係が銀行業界で一応話題となったが、金利協定は大蔵省・日本銀行と連絡のうえ決定するものであるから、「独占禁止法」違反は問題にならないであろうとして静観的態度を取っていた⁽¹⁹⁾。もっとも本行はこの問題につき慎重で、「独占禁止法」に触れることが明らかになった場合の対応措置なども大蔵省との間で内々検討していた。

9月11日付の本行記録⁽²⁰⁾によると、連合国最高司令部から金利協定が「独占禁止法」に抵触するかどうかにつき意見を求められていた公正取引委員会は、銀行協会に対し「近日中に」この問題について意見を聴取することを非公式に申し入れていたが、11日の午後早々に回答するよう司令部から通知があったので、「独占禁止法」に抵触すると答える意向であったとされている⁽²¹⁾。また同月15日付『日本経済新聞』は、「金利協定が独占禁止法第四条第一号に抵触するものとしてこのほど公正取引委員会から善処方を正式に〔全国銀行協会連合会に〕申込んできた」と報じていた。これからみると、9月半ばごろまでには公正取引委員会の金利協定に対する見解が明らかにされたと考えられる。

9月23日、東京銀行協会は「銀行間の利率協定について」と題する意見書を公正取引委員会に提出した。金利協定はその精神において「独占禁止法」に抵触するものでなく、もしこれを廃止するならば、政府の国債政策・復興金融政策や日本銀行の金利政策にも悪影響を及ぼすことになるので、不問に付するか、もしくは適切な金利規制方式を定めるまで審決を留保してほしい、というのがその趣旨であった⁽²²⁾。しかし公正取引委員会は、10月4日、銀行の金利協定は「独占禁止法」第4条第1項第1号の規定（事業者は共同して対価を決定し、維持し、または引き上げることをしてはならない）に違反し、同法第3条の規定（事業者は不当な取引制限をしてはならない）に抵触するとして審判の開始決定を通告した。

大蔵省は、公正取引委員会の処置をやむをえないものと認め、金利の規制に関しては法的措置を講ずることにした。本行は、連合国最高司令部の意向を考慮するとともに、金利政策との関連で本行が市中金利等の基準を定めるのが適当であると考え、金利等に関する単行法を制定し、預金・貸出金利等の基準となる利率

を本行において定め、大蔵大臣の認可を受けてこれを公告することにするという線で、大蔵省と折衝する方針を固め、10月1日、単行法の大綱を示す「金利等調整に関する要綱（案）」⁽²³⁾を作成した。これによると、対象金融機関の範囲は復興金融金庫・庶民金庫など政府金融機関や証券引受業者、ビル・ブローカーにまで及び、規制対象金利にはすべての預貸金金利のほか、金利水準に影響すると思われる各種手数料も含まれていた。

大蔵省は本行および全国銀行協会連合会とも打ち合わせのうえ、10月4日に「金利調整法（仮称）案」⁽²⁴⁾を取りまとめた。上述の本行案と比べると、①対象金融機関は民間金融機関（証券引受業者とビル・ブローカーを除く）に限られた、②対象金利は預貸金金利に限定され、手数料の規制も為替および代金取立て手数料のみに限られた、点は異なっていたが、おおむね、本行のイニシアチブにより金利の規制を行う方式を採用していた。政府金融機関を対象外としたのは、金利等に関するこの単行法は市中金融機関の金利協定に代わるものとして制定しようというものであったからであろう。

4日付の法案に対して、全国銀行協会連合会は対象金利・手数料の範囲拡大、金利調整委員会の構成変更・権限拡大、罰則の削除など修正意見を提出した。大蔵省はこの意見も考慮し、10月10日に再び「金利調整法（仮称）案」を作成したが、4日付の案と比較すると、全国銀行協会連合会の修正意見を盛り込んだほか、金利等の基準決定に関する発議権を大蔵大臣に与えることにした点が大きく相違していた。⁽²⁵⁾大蔵大臣に発議権を付与したのは、「経済統制が必要止むなき場合にはすべてこれを国家という公的機関の手ですべきものであるとする独占禁止法⁽²⁶⁾の精神」によるものと思われる。

一方、金利協定に関する審判を開始した公正取引委員会は、審決を回避するため審決前に金利協定を廃止するよう望んでいると伝えられた。大蔵省と本行は、金利調整法の制定前に協定が廃止され、無協定状態に入ることを懸念したが、10月23日、市中銀行は預金金利協定加盟銀行総会と東京銀行協会社員総会を開き、預金金利協定および貸出最高金利協定の破棄を決議し、公正取引委員会にその旨を回答した。このため大蔵省銀行局長は、「現在の経済事情に於て銀行金利及び

手数料に大なる変化の生ずることは甚だ望ましくない」ので、「当分の間現在の基準が維持せられるように協力されんことを願う」とともに、「金利の最高と手数料の基準を規制する法案を今議会に提出準備中」である旨の談話を発表した。⁽²⁷⁾

「臨時金利調整法」の制定

金利協定の破棄決定後間もない10月28日、連合国最高司令部は大蔵省、本行および全国銀行協会連合会の三者に対し、金利と手数料に関する単行法の制定について大要以下のような意見を伝えた。⁽²⁸⁾

イ、大蔵大臣は、経済の一般事情から見て必要とする際には、日本銀行総裁に対し金利の最高と手数料の基準を定めることを命ずる。日本銀行総裁はその決定に当たり金利調整委員会のアドバイスを求める。

ロ、対象金融機関の範囲は、預金・貸出業務の双方またはいずれかを行うものとする。

金融機関の中で異なる最高金利・手数料基準を定めることができる。

ハ、本法の適用される金利・手数料の種類は法律に列挙する。

ニ、金利調整委員会は、金利・手数料の水準につき大蔵大臣または日本銀行総裁に意見を述べることができる。

ホ、金利調整委員会は日本銀行副総裁、金融界代表7名、産業界代表3名、学識経験者3名により構成する。委員長は互選とする。

ヘ、金利調整委員会の審議は非公表とし、委員は秘密を守らなければならない。

上記のイ、については、10月9日に連合国最高司令部側から示された案では大蔵大臣の発議権はなく、日本銀行総裁が単独で金利を決定することになっていたが、大蔵省はこれに難色を示し、本邦側の対司令部折衝の結果この案に改められたものであった。この案は、委員会における審議の秘密維持という点を除けば、10月10日付の金利調整法案とほぼ同じであったので、司令部の意見を取り入れた線で法案が定まるかにみえたが、12月2日に至り大蔵省は、法制局・司法省・物価庁と折衝した結果、①手数料は物価統制令の対象である「価格等」に入るので、同令で統制するのが適当である、②もし金利調整法で手数料を規制するのであれ

ば、罰則を設けるべきであるが、物価統制令におけるような罰則を設けると、日本銀行総裁が手数料を定めることには疑義があるため、手数料は金利調整法案から除くようにしたい旨、⁽³⁰⁾ 連合国最高司令部に申し入れた。これに対し司令部は不満の意を表明したが、12月6日、条文中に「〔有価〕証券引受手数料、戻し〔料〕其他之に準ずるもの」という文言を入れることにより、金利に近い性質をもつ手数料は金利調整法で規制するという⁽³¹⁾ことで、法制局および物価庁と了解がつき、同日、「臨時金利調整法案」の閣議決定を得（金利調整委員会委員に経済安定本部財政金融局長を追加）、同法案を国会に提出した。

上記法案は全文12か条の短いものであったが、国会提出の3日後である12月9日——第1回特別国会閉会日——に成立し、13日に法律第181号「臨時金利調整法」が公布され、15日から施行された。法律名に「臨時」という文字が付されたのは、「その後予想されていた金融関係法規の大改正までの『当分の間』（第二条一項）、金融機関の金利の調整を図ることを目的とするものであった」からである⁽³²⁾といわれている。しかし、国会における同法案の提案理由の説明に際し、栗栖大蔵大臣が「わが国現下のインフレーション^{〔ママ〕}を克服いたすために、政府は全力を尽しているわけでありますが、物価のコスト高を抑え、その安定に資するため、金利の調整をする必要が生じてまいりました」と述べている⁽³³⁾ことから明らかなように、この法律自体が戦後インフレーションの克服という、いわば短期的な目的のために制定されたものであり、その意味でまさに「臨時」の性格を持つ法律であったことを見逃してはならない。制定当初の「臨時金利調整法」の概要は次のとおりである。

イ、規制対象金融機関（第1条第1項）

銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会、市街地信用組合、その他貯金の受入れまたは資金の融通を業とするもの。

ロ、規制対象金利（第1条第2項）

預貯金利率、定期積金利回り、無尽掛金利回り、指定金銭信託予定配当率、貸付利率、手形割引率、当座貸越利率、コール・ローンまたはコール・マネー

の利率、有価証券の引受料、戻し料、その他これに準ずるもの。

ハ、金利の決定・変更・廃止（第2条）

大蔵大臣は、当分の間、経済一般の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行総裁をして、金融機関の金利の最高限度を定めさせ（他の法律に基づき金利の最高限度を定めることができる場合はこの限りでない）、変更または廃止させることができる。

日本銀行総裁は、前項により金利の最高限度を決定、変更または廃止しようとする場合には、金利調整委員会に諮問しなければならない。

日本銀行総裁が金利の最高限度を決定、変更または廃止したときは、大蔵大臣は直ちにその旨を公告する。

ニ、金利調整委員会の任務・権限（第6条）

委員会は大蔵大臣の所轄に属し、日本銀行総裁の諮問に応じ諮問された事項につき調査審議し、その結果を日本銀行総裁に答申する。また、金融機関の金利に関し、大蔵大臣または日本銀行総裁に対し随時意見を具申することができる。

ホ、金利調整委員会の構成（第7条・第8条）

委員会は委員15人をもって組織し、委員の互選により委員長を定める。委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (イ) 大蔵省銀行局長
- (ロ) 経済安定本部財政金融局長
- (ハ) 日本銀行副総裁
- (ニ) 金融界代表者7人
- (ヒ) 産業界代表者3人
- (ヘ) 学識経験者2人

ヘ、議事の秘密（第10条）

金利調整委員会の議事はすべて秘密とする。

以上のように、「臨時金利調整法」の制定により、本行は公定歩合操作などにより市場メカニズムを通じて市中金利に影響を及ぼしうるだけでなく、法律に基づ

き直接市中金利を規制できるようになった。大蔵大臣の発議と金利調整委員会に対する諮問を必要としたが、「事実において日本銀行の金利の面におけるイニシアティブが制度的に確立したことを意味」したといわれている。⁽³⁴⁾ 本行総裁も、「金利を誰が決めるかという点では日本銀行が主導的立場を採ることはいう迄もない」と語っていた。⁽³⁵⁾ もっとも大蔵大臣が発議権を有することは、本行が公定歩合操作により市中金利に影響を及ぼそうとしても、発議権が発動されなければ、その実効を期しがたいという問題点を含んでいた。

「臨時金利調整法」の運用

昭和22年12月19日、大蔵省は金利調整委員会委員15名の決定を発表したが、⁽³⁶⁾同日、大蔵大臣は本行総裁に対し「最近における経済一般の状況に照し必要があると認められるから速に全国各地における金融機関の実際に行う金利の最高限度を定め」⁽³⁷⁾ることを命じた。翌20日、金利調整委員会委員に対し第1回委員会を23日に開催する旨通知されたが、委員会開催日前日の12月22日、公正取引委員会は審判を経ることなく金利協定の廃止を命ずる審決を下した。

12月23日と24日の両日にわたって開かれた第1回金利調整委員会は、同委員会申合わせ事項と議事規則を議決したあと、23日付で本行総裁から諮問のあった金融機関の預金・貸出金利等の最高限度につき審議し、同月26日にその結果を答申した。⁽³⁸⁾ 答申を受けた本行総裁は、12月30日、金融機関の金利の最高限度を金利調整委員会に諮問のうえ決定したことを大蔵大臣に報告するとともに、各金融団体にもその旨を通知し、翌31日、「金利の最高限度決定について」⁽³⁹⁾下記のような談話を発表した。

今回臨時金利調整法の施行に伴い……金利調整委員会の答申に基いて、金融機関の預金、貸出等の金利の最高限度を決定した。今回の決定は今迄業界に行われていた自主的金利協定に代るものであつて、利率及び適用範囲等概ね従来通りのものを踏襲したのであるが、唯定期預金及び金銭信託等長期性貯蓄の利率並びに貸出の利率の最高限度を従来に比し多少引上げることとした。

定期預金等長期性貯蓄の利率引上はこれによつて現在最も緊要なる貯蓄の吸収を一層

促進せんとするものであり、又貸出利率の引上は最近における金融情勢並びに金利の動向に鑑み資金の効率的運用を一層高めんとするものである。物価が上昇しつつある現情においては産業並びに商業資金の需要は愈々旺盛であり、従つて貸出利率も騰貴する傾向にあるのであるが、金利の急激なる上昇は一般産業の生産コストにも影響を与えることとなるので何れも最少限度の引上に止めることとした次第である。

昭和23年1月10日、「臨時金利調整法第二条第一項の規定に基く金融機関の金利の最高限度」に関する大蔵省告示がなされ、1月6日にさかのぼって法律による金利規制が開始された。銀行の預貯金等については、定期預金（3か月もの、6か月もの、1年もの）、据置貯金、定期積金、当座預金、普通預貯金、通知預金、別段預金その他の雑預金ごとに最高限度が定められ（当座預金は無利息）、銀行・農林中央金庫の貸出金利については、貸付、手形割引、当座貸越の各金利最高限度が定められるとともに、返済期限1年以上の長期貸出と「資金融通準則」上の丙種貸出は規制対象外とされた。もっとも、貸付金利と手形割引金利の最高限度はともに日歩2銭5厘と定められたので、貸出金利の規制は貸付・割引と当座貸越の2本建てで行われたとあってよいが、普通銀行の貸出中に占める当座貸越の比率は2%に満たなかったうえ、規制対象外の長期貸出はインフレーションの高進下比重を著しく下げており、丙種貸出もその性質上差し控えるべきものであったので、貸出金利の最高限度は事実上日歩2銭5厘1本で抑えられたともいえよう。⁽⁴⁰⁾

「臨時金利調整法」による金利規制開始後、昭和29年末までに行われた法律ならびに規制のあり方の主要な変遷は次のとおりである。

- ① 納税奨励策の一環として昭和24年5月1日から納税準備預金制度が実施されたので、同日、新たに納税準備預金金利の最高限度を定めた。
- ② 昭和24年6月3日公布施行の「日本銀行法の一部を改正する法律」により、本行に政策委員会が設置されることになった（後述）のに伴い、「臨時金利調整法」中「日本銀行総裁」とあるのを「日本銀行政策委員会」と改めた一方、同年5月31日公布・6月1日施行の「大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律」により、「金利調整委員会」を「金利調整審議会」と改称した。

また、昭和24年6月1日公布の「中小企業等協同組合法施行法」（法律第182号、一部を除き7月1日施行）により、同年7月1日に「商工協同組合法」が、昭和25年1月1日に「市街地信用組合法」が廃止され、市街地信用組合等は「中小企業等協同組合法」（昭和24年6月1日公布法律第181号、一部を除き7月1日施行）に基づく信用協同組合として再出発することになったので、「臨時金利調整法」中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十七条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」に改めた。⁽⁴¹⁾

- ③ 昭和24年8月1日、貸出金利のうち本行再割引適格貿易手形割引金利の最高限度のみを引き下げ、貸出の性質によって規制に差を設ける方向へ第一歩を踏み出した。
- ④ 昭和25年2月1日、貸出金利の最高限度を全般的に引き下げた際、一般貸出を1件500万円超のものと500万円以下のものとに分け、後者に対する金利の最高限度を前者に対するそれより日歩1厘高とするとともに、書替え継続により6か月を超すに至った貸出についても日歩1厘の金利加算を認めた。また、農林中央金庫の系統金融機関に対する貸出金利は規制対象外とした。⁽⁴²⁾
- ⑤ 昭和25年4月10日、一般貸出の金利最高限度を据え置いたまま、本行再割引適格貿易手形の金利最高限度を引き下げた際、一般貸出から本行再割引適格商業手形の割引と本行優遇手形（スタンプ手形・再割引適格以外の貿易手形・公団認証手形等）の貸出を分離し、新たにそれらに対する金利の最高限度を定めるとともに、再割引適格貿易手形以外の貸出であって最高金利に日歩1厘の加算を認めるものを、1件300万円以下に引き下げた。この結果、金利の最高限度の規制区分は後述（表5-1）のように8本建てとなった。

なお、上記の貸出金利最高限度の変更は、「臨時金利調整法」に基づく大蔵省告示の変更による形が取られたが、市中銀行側のイニシアチブにより実施された点が注目された。

- ⑥ 昭和25年7月1日、新たに金融機関相互間の預金金利に最高限度を定めた。24年春のドッジ・ライン以後、銀行のオーバー・ローン激化に伴い銀行間の預金獲得競争が著しくなり、農林系統機関の余裕金を高利で取り入れようとする

ものが目立ってきたので、それまで「臨時金利調整法」に基づく規制下になかった金融機関相互間の預金金利も規制する必要が生じたからである。

- ⑦ 昭和25年11月10日、本行再割引適格貿易手形と同商業手形の割引金利最高限度のみ、それぞれ日歩2厘、同1厘引き下げたので、貸出金利最高限度の幅は再割引適格貿易手形の割引から当座貸越まで日歩8厘となった。当初の一般貸出と当座貸越の2本建て、その差日歩2厘に比べれば、市中金利の規制もかなり多様化してきたといえよう。
- ⑧ 昭和26年6月5日公布施行の「相互銀行法」(法律第199号)により、従来の無尽会社は相互銀行に転換することになったが、その際、同法には明文はなかったものの、「臨時金利調整法」上、相互銀行は銀行に含める扱いとした。⁽⁴³⁾昭和27年6月12日公布・12月1日施行の「長期信用銀行法」(法律第187号)に基づく長期信用銀行と、昭和29年4月10日公布施行の「外国為替銀行法」(法律第67号)に基づくいわゆる外国為替専門銀行についても、それぞれの法律により銀行と同様の扱いとされた。

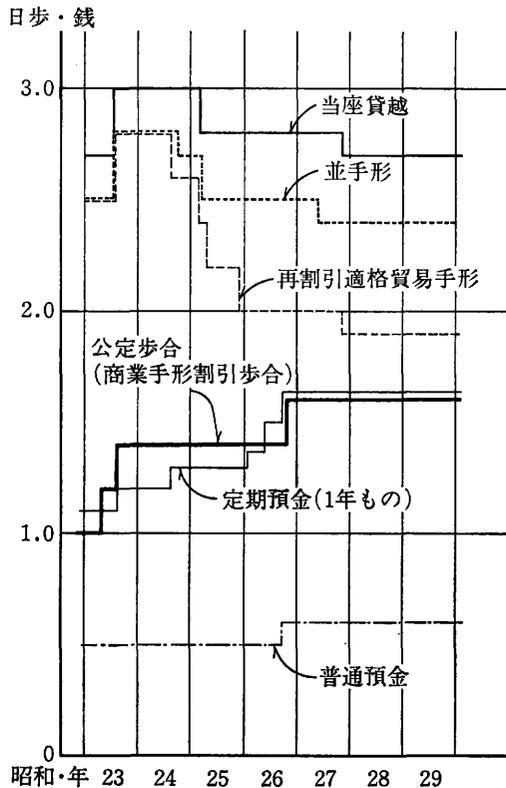
しかし、昭和26年6月15日公布施行の「信用金庫法」(法律第238号)により、信用協同組合の一部が信用金庫に改組することになった際には、同時に公布施行の「信用金庫法施行法」(法律第239号)によって「臨時金利調整法」第1条第1項を改正し、信用金庫および信用金庫連合会を規制対象金融機関に加えることを明示した。

- ⑨ 昭和26年9月1日、1件100万円以下の貸出(本行再割引適格貿易手形の割引を除く)に対する金利を規制対象外とした。総貸出中に占める小口貸出の比重は、当時、都市銀行で20%強、地方銀行では45%に上っていたので、この措置は金利適用幅の拡大という点で重要な役割を果たしたといわれている。⁽⁴⁴⁾
- ⑩ 昭和28年7月31日公布・8月1日施行の「塩業組合法」(法律第107号)により塩業組合が、同年8月17日公布・10月1日施行の「労働金庫法」(法律第227号)により労働金庫が発足することになったので、28年12月15日、労働金庫および塩業組合の預貯金等金利ならびに労働金庫・労働金庫連合会相互間の預金金利を規制の対象に加えた。また、「労働金庫法」により、「臨時金利調整法」

第1条第1項中「信用金庫連合会、」の下に「労働金庫、労働金庫連合会、」を加えた。

- ⑪ 本行は、昭和29年1月16日から輸入決済手形（輸入運賃手形を含む）の再割引扱いを廃止し、最低利子歩合による担保貸付を行うことにしたのに続いて、7月22日に本行担保適格輸出前貸手形を高率適用免除とした反面、輸入決済手形担保貸付を高率適用の対象に加えた。それに対応して、同年1月16日、7月22日、8月16日の3回にわたり貸出金利最高限度の規制区分が変更され、29年末には10本建てになった。

図2-8 主要金利の法定最高限度推移



(注)1. 再割引適格貿易手形金利は24年7月まで手形割引金利。

2. 並手形金利は1件500万円超(25年3月まで)、または300万円超(25年4月以降)のもの。

3. 公定歩合は参考までに掲げた。

(出所) 日本銀行保有資料。

図2-8は、「臨時金利調整法」に基づく主要金利の規制最高限度の推移を示したものである。貸出金利については、昭和23年7月に日歩3厘の引上げを1回見ただけで、24年以降は引き下げる一方であった。24年春のドッジ・ライン実施によりインフレーションが終息するまでは、市中貸出金利を大幅に引き上げるだけではインフレーションの進展は阻止しえないとする考えに基づき、貸出金利の引上げを1回にとどめたのであろう。当時はインフレーションの進展下、経済各面において厳しい統制が実施されており、金利の変動を通ずる資金の需給調整機能よりも、コスト要因としての金利の役割を重視する考え方が極めて強かった。したがって「臨時金利調整法」の運用にあたっては、貸出金利の高騰を抑えて資金調達コスト面から物価体系を維持しようとする点に主眼を置き、これとともに、国債・復興金融債券の発行条件の引上げを回避しつつその消化促進をはかり、さらに重要産業の金利負担の過重を防ぐことなどもねらいとしていたように思われる。

ドッジ・ラインの実施によりインフレーションの収束が図られてから以降、後述のように経済各面の統制が大幅に撤廃され、市場原理に基づく経済運営が図られるに至るが、金融面ではこれに即応する自由化への動きがあまりみられず、戦時期以来の統制体制が基本的には温存され、「臨時金利調整法」に基づく金利の規制も同法の「臨時」の名称とは裏腹にその後長期にわたって続けられた。この金利規制の継続は各面にわたるわが国特有の銀行行政や銀行行動の在り方と密接な関連を有しているが、通貨価値の安定を目指す金融政策の円滑な運営にとっていろいろな問題を包蔵するものであったことは後述のとおりである。

戦後における金融機関の損益状況をみると、インフレーション期に大幅な上昇を示した一般経費率はドッジ・ラインによる経済の安定化以降急速な低下を遂げ（普通銀行の一般経費率は昭和23年下期の5.314%をピークとして昭和30年上期には3.009%へと低下⁽⁴⁵⁾）、この大幅なコスト低下の成果は、貸出金利の引下げ、預金金利の引上げ、内部留保の充実の三者にそれぞれ充当された。この間の「臨時金利調整法」の運用状況をみると、ドッジ・ライン実施後昭和26年までは、貸出金利最高限度の引下げと規制対象貸出金利の多様化が進められる一方、預金金利

とくに定期預金金利の最高限度引上げがしばしば行われていることが目に付く。定期預金金利の最高限度引上げには貯蓄増強の意図があったことはいうまでもないが、貸出金利最高限度の引下げと併行的に行われたのは次の事情によるものであろう。すなわち、ドッジ・ライン実施後、通貨の安定過程に入り、国際経済との接触が拡大されるにつれて、企業の金利負担軽減が重視されてくると同時に、戦後インフレーションの過程で著しく均衡を失するに至った諸金利間の関係を是正する必要があったためと思われる。

図2-8で見える限り、昭和28、29年には、公定歩合と各種の市中貸出金利および預金金利、ならびに貸出金利と預金金利との関係はかなり正常化したように思われる。もっともこの点については、28年から29年にかけての金融引締め過程において、公定歩合の引上げに代えて高率適用制度が活用され、本行の実効貸出金利は大幅に上昇し（29年9月末、2銭2厘）、公定歩合（商業手形割引歩合、日歩1銭6厘）を相当上回っていたこと、他方26年9月以降、1件100万円以下の小口貸出に対する金利が規制対象外になっていたことなどを考慮に入れなければならないが、軽々には判断できないが、貸出金利最高限度の引下げは貸出金利の水準を引き下げるといふねらいを十分に達成したといわれている⁽⁴⁶⁾。

金利は、基本的には、資金需給の実勢に即して決定されるべきものであり、市場における自由な取引を通じて諸金利が個々に形成されることが望ましいことはいうまでもない。いわゆる「正常な」金利体系はこのような自由な金利形成を通じておのずから形づくられるものである。金利体系が正常でないと感じられたのは、金利規制のもたらしたひずみが現われたものにほかならない。したがって金利規制下においては、規制金利の改定を資金需給の実勢に合わせて極力弾力的に行うことが重要な課題であり、戦後の異常な混乱期を脱するにつれて、金利規制の方式として、とかく硬直的になりがちな法的直接規制よりは弾力的な運用が期待される自主的な金利規制方式への移行が主張されるようになった。

一方、日本が独立を回復したころから「独占禁止法」の運用姿勢が緩和されたが、これらの事情を背景に昭和30年代に入るや、貸出金利の規制は新しい段階——自主規制金利の採用——に移ることになる。

第3章 戦後復興期の日本銀行

- (1) 前掲『日本占領及び管理重要文書集』第3巻、63～66ページを参照。
- (2) 昭和20年10月24日、「金融統制団体令廃止ノ件」(勅令第603号)が公布された。
- (3) 前掲『銀行協会20年史』259ページ。
- (4) 日本銀行「昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る 我国経済事情」(前掲『日本金融史資料』昭和続編第1巻所収)388ページ。
- (5) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和22年6月、434ページ。
- (6) 経済安定本部財政金融局「財政金融緊急対策実施要領案」(前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻所収)327ページ。
- (7) 日本銀行保有資料。前掲『銀行協会20年史』は、片山内閣が新物価体系確立の一環として「貸出金利を安定させることを意図し、日本銀行を介して全銀協に対し貸出金利の最高限度を設けるよう申入れ」たと記している(262ページ)。
- (8) 日本銀行保有資料。
- (9) 前掲『銀行協会20年史』262ページ。
- (10) 同上、262ページ。
- (11) 日本銀行保有資料。
- (12) 日本銀行保有資料、昭和22年7月14日の本行本支店事務協議会における総裁談話。
- (13) 山一証券株式会社社史編纂室『山一証券史』同社、昭和33年、373～374ページ。なおこの起債調整協議会は昭和24年6月、組織替えされて起債懇談会と起債打合会に分かれた。前者は大蔵省、経済安定本部、地方自治庁、本行、日本興業銀行ならびに都市銀行、地方銀行、信託銀行、証券会社、金融債発行機関等の代表によって構成され、発行条件や引受手数料など起債関係の一般的事項を協議し、後者は本行、日本興業銀行、帝国銀行、関係受託銀行、4大証券会社によって構成され、翌月発行の債券銘柄・発行額・発行条件などを決定した(前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第14巻(保険・証券)、昭和54年、437～439ページ、ただし、官庁等の名称は24年6月当時のものによった)。
- (14) 前掲『銀行協会20年史』261ページ。
- (15) 同上、261ページ。
- (16) 昭和22年5月30日付『日本経済新聞』。
- (17) 日本銀行保有資料。
- (18) 前掲『銀行協会20年史』259ページ。
- (19) 同上、264ページ。
- (20) 日本銀行保有資料、昭和22年9月11日付「金利協定と独占禁止法抵触の問題について」。
- (21) 昭和22年9月7日付『日本経済新聞』は、「“金利協定”問題化する」として、「最近に至りこれら金利協定や保険料率の協定などが独占禁止法にいう『結合、協定などの方法による事業活動の不当な制限、拘束』に該当するのではないかという見解が有力に唱えはじめられ……」と報じている。

2. 統制下の経済復興と質的金融調節

- (22) 前掲『銀行協会20年史』264～265ページ。
- (23) 日本銀行保有資料。
- (24) 同上資料。
- (25) 同上資料。
- (26) 公正取引委員会『昭和二十二年度公正取引委員会年次報告』89ページ。
- (27) 日本銀行保有資料。
- (28) 日本銀行保有資料、昭和22年10月28日付「金利調整法案に付て」。
- (29) 日本銀行保有資料。
- (30) 日本銀行保有資料、昭和22年12月2日付「金利調整法案に付て」。
- (31) 同上資料、昭和22年12月6日付「金利調整法案決定」。
- (32) 高橋俊英編『金融関係法（I）』（新コンメンタール）、日本評論社、昭和39年、100ページ。後述のように、昭和22年11月15日、第2次金融制度調査会は「戦後の新情勢に即応する金融制度整備の方策」について答申を行ったが、同答申は、全金融機関の統一的・民主的運営をはかるための管理統制機構として「通貨信用委員会」(仮称)の設置を提唱していた(前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第13巻、昭和58年、355～357ページ)。この委員会が設けられれば、金利の調整も同委員会が行うことが予想された。
- (33) 第1回特別国会『衆議院 財政及び金融委員会議録』第49号、昭和22年12月7日。
- (34) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、241ページ。
- (35) 日本銀行保有資料、昭和22年11月4日の本行本支店事務協議会における総裁の開会あいさつ。
- (36) 任命委員12名は次のとおり(日本銀行保有資料)。
- | | |
|-------|-----------------|
| 佐藤喜一郎 | 帝国銀行頭取 |
| 中山 均 | 静岡銀行頭取 |
| 二宮 善基 | 日本興業銀行副総裁 |
| 林 賢材 | 信託協会会長 |
| 小林 中 | 生命保険協会会長 |
| 湯河 元威 | 農林中央金庫理事長 |
| 櫛田 光男 | 庶民金庫理事長 |
| 堀 文平 | 富士紡績株式会社社長 |
| 川瀬 一貫 | 日本ゴム協同組合理事長 |
| 諸井 貫一 | 秩父セメント株式会社常務取締役 |
| 高橋 泰蔵 | 東京商科大学教授 |
| 熊本 虎蔵 | 日本労働組合総同盟常任中央委員 |
- (37) 日本銀行保有資料。
- (38) その全容については、前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、238～241

第3章 戦後復興期の日本銀行

ページを参照。

- (39) 日本銀行保有資料。
- (40) 全国銀行協会連合会「金利規制方式と金利構造」(全国銀行協会連合会『金融』第225号、昭和40年12月)12ページ。
- (41) 昭和30年8月2日公布・9月1日施行の「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」(法律第121号)により、「臨時金利調整法」第1条第1項の「中小企業等協同組合法第七十七条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」は、「中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」と改められた。さらに、昭和32年11月25日公布・33年4月1日施行の「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」(法律第186号)により、上記の「第九条の九第一項第一号」の次に「又は第三号」が加えられた。
- (42) 農林中央金庫の系統金融機関に対する貸出金利を規制の対象外としたのは、①同じく組合金融機関である商工組合中央金庫が規制対象外になっていること、②系統金融機関に対する貸出金利は系統内部で自主的に規制するのが適当と思われること、③農林中央金庫の資金コストから見て、昭和25年2月1日実施の貸出金利最高限度の全般的引下げに追随することはできないのが実情であったことによる。
- (43) 相互銀行を銀行に含めることについては若干疑義があった。その前身である無尽会社が「臨時金利調整法」の対象とされていたことからこれを含めることは当然と考えられてはいた(前掲『金融関係法(I)』101ページ)が、昭和43年6月1日公布施行の法律第85号「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」により「相互銀行法」第20条の2として
- 相互銀行は、銀行法にいう銀行ではない。ただし、銀行法及びこれに基づく命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定めがない限り、相互銀行を含むものとする。
- の1条が追加されたことによりこの点は明確化した。
- (44) 前掲「金利規制方式と金利構造」13ページ。
- (45) 日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和36年報、103ページ。
- (46) 前掲「金利規制方式と金利構造」14ページ。